

# 亀山市選挙管理委員会 令和8年7月定例会会議録

|        |                                   |                 |      |      |
|--------|-----------------------------------|-----------------|------|------|
| 開催場所   | 亀山市役所 1階 小会議室                     |                 |      |      |
| 開催日時   | 令和8年7月22日（水）午前9時 開会 午前9時25分閉会     |                 |      |      |
| 出席委員   | 委員長 山内秀喜 委員 楠井嘉行 委員 前田恵美子 委員 西川真人 |                 |      |      |
| 欠席委員   |                                   |                 |      |      |
| 事務局    | 事務局長 落合巧 書記 早川永一                  |                 |      |      |
| 議案     | 議案番号                              | 内 容             | 告示番号 | 議事結果 |
|        | 議案第37号                            | 選挙人名簿登録者の抹消について | ***  | 可決   |
| その他の事項 |                                   | 次回委員会の開催について    |      |      |

この会議録が真正であることを確認して、署名する。

令和8年7月22日

委員長

委 員

委 員

委 員

# 亀山市選挙管理委員会

## 令和8年7月定例会 議事経過

### 会議の結果

|        |        |                 |    |
|--------|--------|-----------------|----|
| 議案     | 議案第37号 | 選挙人名簿登録者の抹消について | 可決 |
| その他の事項 |        | 次回委員会の開催について    |    |

### 議事の経過

| 発言者  | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員長  | 令和8年7月定例会の開催を宣言                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|      | <議案の審議>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 委員長  | 事務局に議案の説明を指示                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|      | <議案第37号 選挙人名簿登録者の抹消について>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 事務局長 | <p>市の選挙人名簿に登録されている者について、公職選挙法第28条第1号又は第2号に該当するに至ったことから、これらの者を選挙人名簿から抹消することについて委員会の議決を求めるものであることを説明</p> <p>第1号の規定に基づく者の人数は、男23人、女26人、計49人で、全て死亡したことによる抹消</p> <p>※令和8年5月28日から同年7月1日までの間に死亡届が提出された者</p> <p>第2号の規定に基づく者の人数は、男65人、女42人、計107人で、うち転出により市の区域内に住所を有しなくなったことによる抹消が男49人、女39人、計88人、居住地に居住の実態がないことから職権により抹消されたことによる抹消が男16人、女3人、計19人</p> <p>※異動日が令和8年2月1日から同月28日までの者</p> <p>なお、職権による抹消は、昨年2月に、戸籍住民グループにおいて集中的に住民基本台帳からの抹消を行ったことによる。</p> |
| 委員長  | 各委員に審議を求める                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 楠井委員 | 戸籍住民グループは、定期的に調査・抹消をしているのか                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 事務局長 | <p>今回は、国民健康保険グループからの依頼を受けた者について、戸籍住民グループが現地確認や住民基本台帳ネットワークシステムによる調査などを行った上で住民基本台帳から抹消している。居住の実態がないにもかかわらず住民基本台帳に登録があると国民健康保険税が課され、滞納として残ってしまうため、国民健康保険グループから調査の依頼があったとのこと。戸籍住民グループによる定期的な調査は難しく、依頼を受けての調査であるため、特定の時期に集中してしまった。抹消は確認を行った日になるが、転出届などの手続を経ずに転出しているなど、実際の居住の実態がなくなった時期は、それぞれに異なると思われる。</p>                                                                                                                                    |

|      |                                                             |
|------|-------------------------------------------------------------|
| 楠井委員 | 年齢的に亡くなっている人もいるのでは                                          |
| 事務局長 | 存命であれば転出先などで新たに住民票が作られることもあるが、行旅死亡人など不明のまま亡くなっている者もあると思われる。 |
|      | ＜採決＞                                                        |
| 委員長  | 各議案について各委員に表決を求める                                           |
|      | (各委員、全ての議案について反対なし)                                         |
| 委員長  | 全ての議案について可決したものとして、各委員に署名を求める                               |
|      | (各委員、会議録に署名)                                                |
|      | ＜その他の事項＞                                                    |
| 委員長  | 事務局に連絡事項等を求める                                               |
|      | ＜次回委員会の開催について＞                                              |
| 事務局長 | 次の選挙管理委員会の日時及び場所は、８月２０日（木）午前９時から亀山市役所 １階 小会議室とすることを確認       |
|      | (各委員、合意)                                                    |

## 《その他》

### ポスター掲示場の設置数について

現在、法定基準が２１０か所のところ１８７か所に減数して設置している。三重県１３市中では減数（割合）は少ない方であり、その少なさは４番目である。ポスター掲示場については、その場所の確保が年々難しくなっていること、設置・管理にかかるコストが増大していること（監査からも減数を検討するよう指摘あり）、議員からも貼付する負担があるとの意見をもらっていること、特に衆議院解散に伴う総選挙においては短期間での設置が困難となること、といった状況を踏まえ、減数に向けた相談を行った。

現在、各投票区における設置数は、法定基準に対して偏りがある。例えば第６投票区（投票所は東部地区 CC）は法定基準＋２（亀山市では唯一のプラス）、第２８投票区（投票所は市場公民館）は法定基準－４（法定基準の半数）である。そのため、これらの偏り、他の設置場所とのバランス等を考慮しつつ、１７１か所に減ずる（それでも県内５番目）案を示し、了承を得た。

なお、正式な決定は、告示日前の委員会となる。